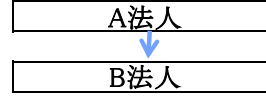


グループ法人単体課税制度④

平成22年4月1日または平成22年10月1日から、該当企業については、『グループ法人単体課税制度』が強制適用されています。

【資産の譲渡損益】について検討します。

説例は すべて次のパターンによる。



資産をA法人からB法人に譲渡した。

① グループ内取引 【資産の譲渡損益】

従来は

```
graph TD; A[A法人] --> B[B法人]
```

資産をA法人からB法人に譲渡した。
機械装置2000万円
帳簿価額1500万円

```
graph TD; A[A法人]; B[B法人]
```

A法人は、差し引き500万円の譲渡益が出る。
法人税が課せられる。

B法人
2000万円の機械装置を取得。

今後は

500万円の譲渡益は、益金としては認識しない。
将来、B法人機械装置を売却したときに、売却した時点で、利益を認識することになる。
課税の繰延が行われる。

```
graph TD; A[A法人]; B[B法人]
```

つまり、無税。

B法人
2000万円の機械装置を取得。

売却損の時は

```
graph TD; A[A法人]; B[B法人]
```

A法人所有の土地を1500万円で譲渡した。取得原価2000万円。
差し引き500万円の譲渡損を認識していたが、
今後は、損失は、法人税の計算に反映しないことになる。

節税的利用例

```
graph TD; A[A法人]; B[B法人]
```

恒常的な黒字企業
賃貸不動産収入がある。B法人に賃貸不動産を譲渡。
黒字金額が減少する。

B法人
恒常的な赤字企業
賃貸不動産収入にて、赤字を減少。

譲渡損益調整資産 ①固定資産
②販売用を含む土地
③有価証券、金銭債権及び繰延資産
ただし、棚卸資産及び1000万円未満の資産は除かれる。
③について、売買目的有価証券は除く。

判定単位は

- ①建物は一棟、機械装置は1台
- ②土地は1筆または一体利用は一団の土地として。
- ③は、銘柄ごとに。

適用時期 平成22年10月1日以降の譲渡損益調整資産の譲渡より適用される。